

令和 8 年 5 月 15 日

子ども・子育て支援審議会資料

地域教育部放課後子ども育成室

留守家庭児童育成室入室申請基準の見直しについて

1 目的

保育園等の入所申込み基準に準じることで、入室希望児童数の急激な増加に対応し、より保育を必要とする方に育成室を利用してもらえるように、基準を改正するものです。

2 改正後の基準の適用

令和9年度入室申請から適用

3 主な見直し内容

保護者の就労について

現 行:1月当たり月曜日から金曜日の間で12日以上あり、かつ就労時間が1日3時間以上

改正後:1月当たり月曜日から金曜日の間で16日以上あり、かつ就労時間が1日4時間以上

4 経過措置

令和8年度吹田市留守家庭児童育成室に入室許可した保護者については、令和11年度入室申請まで従前の例によることとする経過措置を設けます。

※令和8年度入室保護者への経過措置のため、令和8年度入室許可児童の弟や妹についても令和9年度から令和11年度は旧基準で入室を許可します。

5 留守家庭児童育成室入室申請基準の見直しに係るパブリックコメント結果の概要

(1)パブリックコメント実施期間

令和7年12月23日から令和8年1月30日までの39日間

(2)提出意見数

126件(82通)

(3)吹田市ホームページへのパブリックコメント結果公表日

令和8年5月1日